

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から同年12月まで

申立期間の国民年金保険料は、父親がA農協の組合員勘定を利用して、母親と私の分を一緒に納付していた。

申立期間は免除期間となっているが、免除申請をした記憶は無いので、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と比較的短期間である上、申立人の父親が申立人の国民年金保険料の納付を開始した昭和37年4月からは、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、B市の保管する国民年金被保険者名簿では、申立人の免除期間は昭和39年7月から40年3月までの期間となっており、申立期間のうち39年4月から同年6月までの期間は納付済みとなっていることが確認できる。一方、申立人の特殊台帳では、40年1月から同年12月までの国民年金保険料が40年1月5日に前納されている記録となっていることから、社会保険庁では、平成20年5月30日に、免除期間をそれまでの昭和39年7月から40年3月までの期間から、39年4月から同年12月までの期間に記録訂正している。しかし、当初納付済みとされていた39年4月から同年6月までの期間を免除期間に変更した合理的理由は見当たらず、行政側の記録管理が適切に行われていなかったものと認められる。

さらに、昭和40年1月から同年12月までの国民年金保険料を前納した40年1月5日の時点では、申立期間の国民年金保険料は現年度納付として納付が可能であったことから、申立期間を免除としたまま翌年度分の国民年金保険料を前納するとは考え難い。

加えて、申立人は、申立人の父親がA農協の組合員勘定を利用して、申立人の母親と申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているとおおり、申立

期間については母親の国民年金保険料は納付済みである上、申立期間の前後を通じて申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで

結婚後の昭和43年8月30日に、A町役場に、私の国民年金被保険者資格の住所及び氏名の変更届を提出し、申立期間の国民年金保険料を納付したのに、申立期間については保険料が還付されているとして、未加入期間となっている。

しかし、還付を受けた記憶は無いので、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年8月30日に、A町役場に、国民年金被保険者資格の住所及び氏名の変更届を提出し、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているとおおり、申立人の所持する国民年金手帳から、43年8月30日に、申立人の住所及び氏名が変更されていること、並びに国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

一方、社会保険庁の特殊台帳には、申立人が国民年金被保険者資格を昭和43年4月1日に喪失したことを示す「43. 4. 1-5」、その後、44年4月20日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得したことを示す「44. 4. 20-2」、昭和43年度の国民年金保険料が43年11月26日に還付決定されたことを示す「43. 11. 26」の記載が確認できる。

しかしながら、申立人の所持している国民年金手帳には、社会保険庁の特殊台帳に記載されている国民年金被保険者資格の喪失年月日及び資格取得年月日の記載が無い上、同手帳から、任意加入被保険者資格を取得する前の、昭和44年4月16日に、A町役場で昭和44年度の国民年金保険料を前納していることが確認でき、不合理な点が見受けられる。

また、社会保険庁の還付整理簿には、昭和43年11月26日に申立人の国民年金保険料を還付することを決定したことを示す「43.11.26」、及び44年2月28日に国民年金保険料を還付したことを示す「44.2.28」の記載が確認できるが、同還付整理簿に記載された申立人の氏名及び住所は、変更届以前の旧姓及び旧住所の一部が記載されたままであることから、行政側の記録管理に不適切な点が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

旭川厚生年金 事案174

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年1月1日に訂正し、3年12月の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月31日から4年1月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に平成3年12月末日まで勤務していたのに、申立期間の加入記録が無い旨の回答があった。給与から厚生年金保険料が控除されている同年12月の賃金支給計算書があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の「平成3年分 給与所得の源泉徴収票」、事業主提出の申立人に係る「平成3年分の給与所得 退職所得に対する所得税源泉徴収簿」及び平成3年12月分の「嘱託職員 臨時職員賃金支給計算書」、並びに事業主の証言により、申立人が同年12月31日までA社に所属し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準報酬月額については、事業主提出の賃金支給計算書の厚生年金保険料の控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「本件については、当時の事務担当者が、(申立人に係る)被保険者資格取得日を錯誤し、平成4年1月1日資格喪失とするところを3年12月31日資格喪失と報告したため起こったと考える。そのため、申立てどおりの資格喪失届はされておらず、また、申立人の申立期間に係る保険料は納付していない。」と回答している上、事業主が資格喪失日を平成4年1月1日と

届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを3年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支社における資格取得日に係る記録を昭和54年4月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月1日から同年6月1日まで

昭和30年4月1日にA社に入社して以来、正社員として勤務しており、54年4月に同社B支社からC支社に異動した際に、勤務形態が変わったことはないのに、異動当初の2か月について厚生年金保険の記録が途切れており、納得いかないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主提出の申立人に係る人事記録（社内異動記録）、及びD健康保険組合の回答、並びに申立人提出の給与明細書（昭和54年4月分から7月分まで）により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和54年4月1日にA社B支社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年6月の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付したと主張しているが、事業主が申立てどおりの届出を行い保険料を納付したことは確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料の徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

旭川厚生年金 事案176

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA町における資格喪失日に係る記録を昭和62年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月31日から62年1月1日まで

A町の臨時職員として、昭和59年から61年まで毎年4月から12月まで勤務していたが、厚生年金保険の加入期間を確認したところ、昭和61年12月分だけが厚生年金保険の加入期間となっていなかった。

当時は月給制で、当月の給与から厚生年金保険料を控除されており、申立期間に係る保険料の還付を受けた記憶も無いので、申立期間についても厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主提出の人事記録（昭和57年から平成元年までの発令簿）を見ると、申立人の昭和59年から61年までのA町での雇用期間は、毎年4月1日から12月30日までと確認できる。

一方、社会保険庁のオンライン記録によれば、昭和59年及び60年の資格喪失日は翌年の1月1日となっており、61年のみが資格喪失日が12月31日となっている。このことについて、事業主は、「当時の人事記録（発令簿）では、4月1日から12月30日までと記載されているが、常用職員（月額給）として雇用しており、12月31日までとするところ、12月30日のご用納めであったことから、辞令上も同日にしたものと思われる。（申立てに係る）12月分の給料から当月分の保険料を控除しており、控除した保険料は社会保険事務所に納付しておらず、また、本人にも還付していない。」と述べており、申立人

の申立期間に係る年以外の年に係る厚生年金保険の加入記録を踏まえれば、申立人は、申立期間についても他の年と同様の事務処理がなされたものと推認され、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額は、昭和61年11月の社会保険事務所の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないと回答しており、事業主が資格喪失日を昭和62年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを61年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

旭川厚生年金 事案177

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA町における資格喪失日に係る記録を昭和62年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月31日から62年1月1日まで

A町の臨時職員として、昭和57年から平成4年まで毎年4月から12月まで（平成5年4月1日以降は、継続して6年3月31日まで）勤務していたが、厚生年金保険の加入期間を確認したところ、昭和61年12月分だけが厚生年金保険の加入期間となっていなかった。

当時は月給制で、当月の給与から厚生年金保険料を控除されており、申立期間に係る保険料の還付を受けた記憶も無いので、申立期間についても厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主提出の人事記録（昭和57年から平成元年までの発令簿）を見ると、申立人の昭和57年、58年及び平成元年におけるA町での雇用期間は毎年4月1日から12月31日までであるものの、昭和59年から63年までの期間におけるA町での雇用期間は、毎年4月1日から12月30日までと確認できる。

一方、社会保険庁のオンライン記録によれば、昭和57年から60年までの期間及び62年から平成元年までの期間の資格喪失日は翌年の1月1日となっており、61年のみが資格喪失日が12月31日となっている。このことについて、事業主は、「当時の人事記録（発令簿）では、4月1日から12月30日までと記載されているが、常用職員（月額給）として雇用しており、12月31日までとするところ、12月30日のご用納めであったことから、辞令上も同日にした

ものと思われる。（申立てに係る）12月分の給料から当月分の保険料を控除しており、控除した保険料は社会保険事務所に納付しておらず、また、本人にも還付していない。」と述べており、申立人の申立期間に係る年以外の年に係る厚生年金保険の加入記録を踏まえれば、申立人は、申立期間についても他の年と同様の事務処理がなされたものと推認され、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額は、昭和61年11月の社会保険事務所の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないと回答しており、事業主が資格喪失日を昭和62年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを61年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

旭川厚生年金 事案178

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA町における資格喪失日に係る記録を昭和62年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月31日から62年1月1日まで

A町の臨時職員として、昭和47年及び54年から平成4年まで毎年4月から12月まで（平成5年4月1日以降は、継続して10年3月31日まで）勤務していたが、厚生年金保険の加入期間を確認したところ、昭和61年12月分だけが厚生年金保険の加入期間となっていなかった。

当時は月給制で、当月の給与から厚生年金保険料を控除されており、申立期間に係る保険料の還付を受けた記憶も無いので、申立期間についても厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主提出の人事記録（昭和57年から平成元年までの発令簿）を見ると、申立人の昭和57年、58年及び平成元年におけるA町での雇用期間は毎年4月1日から12月31日までであるものの、昭和59年から63年までの期間におけるA町での雇用期間は、毎年4月1日から12月30日までと確認できる。

一方、社会保険庁のオンライン記録によれば、昭和57年から60年までの期間及び62年から平成元年までの期間の資格喪失日は翌年の1月1日となっており、61年のみが資格喪失日が12月31日となっている。このことについて、事業主は、「当時の人事記録（発令簿）では、4月1日から12月30日までと記載されているが、常用職員（月額給）として雇用しており、12月31日までとするところ、12月30日のご用納めであったことから、辞令上も同日にした

ものと思われる。(申立てに係る)12月分の給料から当月分の保険料を控除しており、控除した保険料は社会保険事務所に納付しておらず、また、本人にも還付していない。」と述べており、申立人の申立期間に係る年以外の年に係る厚生年金保険の加入記録を踏まえれば、申立人は、申立期間についても他の年と同様の事務処理がなされたものと推認され、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額は、昭和61年11月の社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないと回答しており、事業主が資格喪失日を昭和62年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを61年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

旭川厚生年金 事案179

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA町における資格喪失日に係る記録を昭和62年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月31日から62年1月1日まで

A町の臨時職員として、昭和49年から平成4年まで毎年4月から12月まで（平成5年4月1日以降は、継続して8年3月31日まで）勤務していたが、厚生年金保険の加入期間を確認したところ、昭和61年12月分だけが厚生年金保険の加入期間となっていなかった。

当時は月給制で、当月の給与から厚生年金保険料を控除されており、申立期間に係る保険料の還付を受けた記憶も無いので、申立期間についても厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主提出の人事記録（昭和57年から平成元年までの発令簿）を見ると、申立人の昭和57年、58年及び平成元年におけるA町での雇用期間は毎年4月1日から12月31日までであるものの、昭和59年から63年までの期間におけるA町での雇用期間は、毎年4月1日から12月30日までと確認できる。

一方、社会保険庁のオンライン記録によれば、昭和57年から60年までの期間及び62年から平成元年までの期間の資格喪失日は翌年の1月1日となっており、61年のみが資格喪失日が12月31日となっている。このことについて、事業主は、「当時の人事記録（発令簿）では、4月1日から12月30日までと記載されているが、常用職員（月額給）として雇用しており、12月31日までとするところ、12月30日がご用納めであったことから、辞令上も同日にした

ものと思われる。(申立てに係る)12月分の給料から当月分の保険料を控除しており、控除した保険料は社会保険事務所に納付しておらず、また、本人にも還付していない。」と述べており、申立人の申立期間に係る年以外の年に係る厚生年金保険の加入記録を踏まえれば、申立人は、申立期間についても他の年と同様の事務処理がなされたものと推認され、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額、昭和61年11月の社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないと回答しており、事業主が資格喪失日を昭和62年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを61年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

旭川厚生年金 事案180

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA町における資格喪失日に係る記録を昭和62年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月31日から62年1月1日まで

A町の臨時職員として、昭和57年から平成3年まで毎年4月から12月まで勤務していたが、厚生年金保険の加入期間を確認したところ、昭和61年12月分だけが厚生年金保険の加入期間となっていなかった。

当時は月給制で、当月の給与から厚生年金保険料を控除されており、申立期間に係る保険料の還付を受けた記憶も無いので、申立期間についても厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主提出の人事記録（昭和57年から平成元年までの発令簿）を見ると、申立人の昭和57年、58年及び平成元年におけるA町での雇用期間は毎年4月1日から12月31日までであるものの、昭和59年から63年までの期間におけるA町での雇用期間は、毎年4月1日から12月30日までと確認できる。

一方、社会保険庁のオンライン記録によれば、昭和57年から60年までの期間及び62年から平成元年までの期間の資格喪失日は翌年の1月1日となっており、61年のみが資格喪失日が12月31日となっている。このことについて、事業主は、「当時の人事記録（発令簿）では、4月1日から12月30日までと記載されているが、常用職員（月額給）として雇用しており、12月31日までとするところ、12月30日がご用納めであったことから、辞令上も同日にしたものと思われる。（申立てに係る）12月分の給料から当月分の保険料を控除

しており、控除した保険料は社会保険事務所に納付しておらず、また、本人にも還付していない。」と述べており、申立人の申立期間に係る年以外の年に係る厚生年金保険の加入記録を踏まえれば、申立人は、申立期間についても他の年と同様の事務処理がなされたものと推認され、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額は、昭和61年11月の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないと回答しており、事業主が資格喪失日を昭和62年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを61年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

旭川厚生年金 事案181

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA町における資格喪失日に係る記録を昭和62年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月31日から62年1月1日まで

A町の臨時職員として、昭和60年から平成元年まで毎年4月から12月まで勤務していたが、厚生年金保険の加入期間を確認したところ、昭和61年12月分だけが厚生年金保険の加入期間となっていなかった。

当時は月給制で、当月の給与から厚生年金保険料を控除されており、申立期間に係る保険料の還付を受けた記憶も無いので、申立期間についても厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主提出の人事記録（昭和57年から平成元年までの発令簿）を見ると、申立人の平成元年におけるA町での雇用期間は4月1日から12月31日までであるものの、昭和60年から63年までの期間におけるA町での雇用期間は、毎年4月1日から12月30日までと確認できる。

一方、社会保険庁のオンライン記録によれば、昭和60年、及び62年から平成元年までの期間の資格喪失日は翌年の1月1日となっており、61年のみが資格喪失日が12月31日となっている。このことについて、事業主は、「当時の人事記録（発令簿）では、4月1日から12月30日までと記載されているが、常用職員（月額給）として雇用しており、12月31日までとするところ、12月30日のご用納めであったことから、辞令上も同日にしたものと思われる。（申立てに係る）12月分の給料から当月分の保険料を控除しており、控除した

保険料は社会保険事務所に納付しておらず、また、本人にも還付していない。」と述べており、申立人の申立期間に係る年以外の年に係る厚生年金保険の加入記録を踏まえれば、申立人は、申立期間についても他の年と同様の事務処理がなされたものと推認され、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額は、昭和61年11月の社会保険事務所の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないと回答しており、事業主が資格喪失日を昭和62年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを61年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA町における資格喪失日に係る記録を昭和62年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月31日から62年1月1日まで

A町の臨時職員として、昭和61年から平成元年まで毎年4月から12月まで（平成2年4月1日以降は、継続して4年3月31日まで）勤務していたが、厚生年金保険の加入期間を確認したところ、昭和61年12月分だけが厚生年金保険の加入期間となっていなかった。

当時は月給制で、当月の給与から厚生年金保険料を控除されており、申立期間に係る保険料の還付を受けた記憶も無いので、申立期間についても厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主提出の人事記録（昭和57年から平成元年までの発令簿）を見ると、申立人の平成元年におけるA町での雇用期間は4月1日から12月31日までであるものの、昭和61年から63年までの期間におけるA町での雇用期間は、毎年4月1日から12月30日までと確認できる。

一方、社会保険庁のオンライン記録によれば、昭和62年から平成元年までの期間の資格喪失日は翌年の1月1日となっており、61年のみが資格喪失日が12月31日となっている。このことについて、事業主は、「当時の人事記録（発令簿）では、4月1日から12月30日までと記載されているが、常用職員（月額給）として雇用しており、12月31日までとするところ、12月30日がご用納めであったことから、辞令上も同日にしたものと思われる。（申立てに

係る) 12月分の給料から当月分の保険料を控除しており、控除した保険料は社会保険事務所に納付しておらず、また、本人にも還付していない。」と述べており、申立人の申立期間に係る年以外の年に係る厚生年金保険の加入記録を踏まえれば、申立人は、申立期間についても他の年と同様の事務処理がなされたものと推認され、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額は、昭和61年11月の社会保険事務所の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないと回答しており、事業主が資格喪失日を昭和62年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを61年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA市における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A市に勤務していた期間のうち申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。

昭和44年4月に同時に採用された同僚とともに、3か月の臨時職員の期間を経て同年7月1日から市町村職員共済組合に加入している記録となっているが、私だけが、同組合の加入直前の1か月間の厚生年金保険の加入記録が欠落しているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人と同時期に採用された同職種の同僚7人については、市町村職員共済組合に加入する昭和44年7月1日まで途切れなく厚生年金保険に加入している記録となっていることが確認できる上、申立人の人事記録によれば、事業主提出の当該7人に係る人事記録の記載と同様に、継続して職務の発令がなされていることが確認できるほか、申立人に係る雇用保険の加入記録においても、申立人が申立期間においてA市に勤務していたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における

昭和44年4月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和44年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年3月まで

私は昭和41年11月にA市を退職後、元の職場に遊びに行った際、年金係であった同期の同僚から、「国民年金の任意加入者が少ないので加入しないか。」と勧められ、当該同僚が新年度である42年4月から加入となるよう手続をしてくれた。

国民年金保険料は、当初、A市役所窓口で、印紙を国民年金手帳に貼ってもらう方法で納付し、その後、A市職員であった夫の給料から天引きで納付していたが、社会保険庁の記録では、国民年金の加入が昭和43年4月からとなっており、申立期間が未加入とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年4月から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、社会保険庁の特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿ともに、43年4月27日に国民年金に任意加入していることが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の前後の任意加入者の資格取得年月日から、昭和43年4月ころと推認でき、その時点では、申立人は、国民年金の任意加入対象者であることから、届出日以前にさかのぼって国民年金被保険者資格の取得及び国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、A市から転居しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

昭和52年4月にA市からB市に転居後まもなく、C社会保険事務所から国民年金保険料の未納期間についての納付勧奨の電話があった。

私(申立人の夫)がC社会保険事務所に出向いて、申立期間の国民年金保険料を納付し、同日にB市役所で昭和52年度の国民年金保険料を納付し、それぞれ1万円を渡し数千円のお釣りを受け取った記憶がある。

申立期間の国民年金保険料の納付日は、B市役所で納付した領収書の日付印から、昭和52年7月19日か同年10月12日のどちらかに間違いなく、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、B市役所で昭和52年度の国民年金保険料を納付した日に、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しており、夫が所持している「昭和52年度国民年金保険料納入通知書および領収書」から、昭和52年4月から同年6月までの国民年金保険料は同年7月19日に、同年7月から同年9月までの国民年金保険料は同年10月12日に納付されたことが確認できるが、いずれの時点でも、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付したとする昭和52年7月19日又は同年10月12日は、特例納付期間では無いことから、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することはできない上、夫が納付したとする金額も過去3回あった特例納付で納付した場合の金額とは大きく異なっ

ている。

さらに、申立人の夫が、申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年8月までの期間、38年3月から39年7月までの期間、40年3月から同年5月までの期間、40年12月から41年2月までの期間及び41年4月から45年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年8月まで
② 昭和38年3月から39年7月まで
③ 昭和40年3月から同年5月まで
④ 昭和40年12月から41年2月まで
⑤ 昭和41年4月から45年7月まで

申立期間①当時は、住民票をA県B町の実家に置いたまま、C県D町の農家に住み込みで働いており、国民年金保険料は、兄が「(私が)自分で払えるようになるまでは俺が払う。」と言って納付してくれたと記憶している。

また、昭和37年12月(戸籍上は38年3月)に結婚してE市に住民登録してからの申立期間②から⑤までの国民年金保険料は、妻に確認したところ、「年金手帳の交付を受け、手帳に領収のスタンプを押してもらった記憶がある。」としており、当時はダンプやトラックの運転手で収入は安定していた。

申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の国民年金保険料については、申立人の兄がA県B町で納付していたと主張しており、同町において、現在、基礎年金番号として使用している国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるが、当該国民年金手帳記号番号の社会保険庁のオンライン記録及び同町の被保険者名簿には、昭和35年10月1日に国民年金被保険者資格を取得をしてから45年8月1日に被保険者資格を喪失するまでのすべての期間について国民年金保険料が未納とされている。

また、A県B町が保管する被保険者名簿の備考欄には、申立人が同町の住所地に住んでいないことを示す「不在被保険者」との記載が確認できる上、F社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の申立人の欄には、国民年金保険料が長期間に渡って未納のため、国民年金被保険者台帳から申立人の当該国民年金手帳記号番号が削除されたことを示す「台帳消除決定」との記載があることから、申立期間①について、申立人の兄が当該国民年金手帳記号番号により申立人の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

- 2 申立人は、申立期間②から⑤までの国民年金保険料については、申立人の妻が納付していたと主張しているが、申立人が基礎年金番号として使用している国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の任意加入者の資格取得年月日から、昭和46年3月ころにG社会保険事務所において夫婦連番で払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間①から④まで、及び申立期間⑤のうち41年4月から43年12月までの期間については時効により国民年金保険料を納付することができない。

また、社会保険庁のオンライン記録から、申立人の妻は、申立期間を含む昭和36年4月から46年2月までの期間は国民年金に未加入とされていることから、申立人及びその妻は、夫婦連番で国民年金手帳記号番号の払出しを受けた46年3月から夫婦一緒に国民年金保険料の納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月から52年12月まで
夫がA市で勤務していた昭和51年3月ころ、老後のことを考えて夫の同僚の奥さんと一緒に国民年金に任意加入した。
夫の同僚の奥さんとは住宅が隣同士だったので、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付でA市役所へ行くときに、ご主人に何度か車で送ってもらったことを憶えている。
申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年3月ころに、申立人の夫の同僚の妻と一緒に国民年金に任意加入したと主張しているが、社会保険庁の記録では申立人の国民年金の資格取得日は53年1月31日とされており、申立人の所持する国民年金手帳に記載された国民年金の資格取得日（「初めて被保険者となった日」）と一致する上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人と一緒に手続をしたとする申立人の夫の同僚の妻は、昭和51年3月31日に任意加入していることが確認できるものの、同人の国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金手帳記号番号より12,000番以上前の番号であることから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年8月1日から42年8月15日まで
② 昭和42年8月15日から47年4月1日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、A社（申立期間①）及びB社（申立期間②）で勤務していた期間について脱退手当金が支給された記録になっていることを初めて知った。

B社では、私が社会保険の手続をしていたが、脱退手当金制度を知らなかったし、退職する際に自分の脱退手当金の請求手続をした記憶は無いので、申立期間について脱退手当金を受給した記録となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和47年4月1日）から約5か月後の昭和47年8月18日に支給決定されている上、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者原票には「脱」印表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、当時の脱退手当金に係る事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされているところ、申立人が現在所持している厚生年金保険被保険者証には「脱」表示がなされていることが確認できる。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を請求した記憶が無い旨の主張のほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

旭川厚生年金 事案185

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から39年10月21日まで
申立期間はA社に事務員として勤務していたが、退職後に脱退手当金を請求したことも、受け取った覚えも無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和39年10月21日）から約1か月後の昭和39年11月25日に支給決定されている上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿には「脱」印表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間後は国民年金保険料も未納となっており、このほか、申立人は、退職後に脱退手当金の申請手続や受取をしていないと供述しているほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。